

浜の活力再生プラン
(第 2 期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	屋久島地区地域水産業再生委員会
代表者名	羽生隆行（屋久島漁業協同組合）

再生委員会の構成員	屋久島漁協，屋久島町
オブザーバー	鹿児島県熊毛支庁

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	<p>屋久島町</p> <p>一本釣り漁業（17名）及びトビウオ漁業（8名） 合計 25名 (令和 2 年 8 月 1 日現在)</p> <p>なお，時期によってモジャコ漁業，刺網漁業及びアサヒガニか かり網漁業を兼業している漁業者もいる。</p>
-----------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>屋久島周辺海域は，沿岸から沖合にかけて好漁場が形成され，水揚げ日本一を誇るトビウオをはじめ，“屋久島首折れサバ”の名称で地域ブランドとして定着しているゴマサバ，白身の高級魚であるハマダイやアオダイなど多様な魚種が水揚げされている。令和元年度の水揚げ量は約 490 トン，水揚げ金額は約 4 億円で，水産業は島の基幹産業の一つとなっている。</p> <p>一方，高齢化による漁業就業者の減少や資源低迷により水揚げ量は減少傾向にあるとともに，近年の燃油高，魚価安に加え，屋久島は離島であるため，燃油や漁業資材は本土と比較し 2 割ほど割高であるため漁業経営は厳しい状況にある。また，屋久島の人口は約 1 万 3 千人で，島内消費には限りがあるため，島外出荷に頼らざるを得ない状況にあるが，貨物フェリーの航路が廃止されたため，操業時間の短縮を余儀なくされ，漁家経営の悪化に拍車をかける状況となっている。1 経営体当たりの水揚げ金額は，昭和 57 年には 612 万円であったが，平成 30 年には 367 万円にまで落ち込んでいる。</p> <p>このような状況の中，屋久島の漁業者は操業体制の見直しに伴う人件費の削減，省エネ航行の励行などの自助努力に取り組んできたが，省エネ機器の導入や漁場探索の協業化等により引き続きコストの削減を図っていく必要がある。</p>
--

また、資源増殖のため、資源管理や種苗放流、増殖場の整備等を引き続き行うとともに、新たな加工品開発や販路開拓に積極的に取り組んでいく必要がある。

このようにコスト削減と漁業収入の向上対策を併せて行うことにより、漁業所得を改善することが急務となっている。

(2) その他の関連する現状等

屋久島は平成 5 年に日本で初めて世界自然遺産に登録されて以来、毎年約 20 万人以上が訪れる観光の島となっている。しかし、観光客への地魚の提供は十分であるとは言えず、また、お土産品として常温で流通できる水産加工品も少ない。そこで、島内飲食店での地魚使用を促進し、観光客による消費の拡大を図るとともに、観光客が持ち帰りやすいような常温で流通できるお土産品の開発も必要である。

また、観光客の多くが山や川を巡るエコツアーに参加しているが、海を体験できるツアーは少ないのが現状である。そこで、観光業と水産業との連携を取ったブルーツーリズムを推進することにより漁家所得の向上を目指す必要がある。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--



(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1. 漁業収入の向上対策

(1) 魚価の向上

- ①漁協及び漁業者は、トビウオ、シイラ等を用いた新たな加工品の開発を行う。
- ②一本釣り漁業者は、鮮度向上技術を用い魚価の向上を図る。
- ③漁協は、低価格魚の買い支えを行い漁業者の所得向上を図る。
- ④漁協及び漁業者は、離島活性化交付金を活用し島外出荷を推進する。

(2) 販路の拡大

- ①漁協及び漁業者は、新たな鮮度保持技術を用いた島外への販売拡大を図る。
- ②漁協及び漁業者は、宿泊施設や学校給食への食材提供による島内消費の拡大を図る。
- ③漁協及び漁業者は、イベントの開催等による地魚の普及、島内消費の拡大を図る。
- ④漁協及び漁業者は、ブルーツーリズムの推進による観光客市場の開拓を図る。

(3) その他の対策

- ①漁業者は、サメ駆除等を実施し被害の軽減を図る。
- ②漁協は、漁業種類転換・独立にあたっての支援を行う。
- ③漁協及び漁業者は、新規漁業就業者の確保・育成を推進する。

2. 漁業コストの削減

- ① 漁業者は、燃油消費量の削減策として省エネ航行、沖泊まり操業を行う。
- ② 漁業者は、操業の効率化を図るため漁場探索の協業化を推進する。
- ③ トビウオ漁業者は、ロープ曳き漁業における操業の効率化, 省力化を推進することにより, 乗り子経費の削減を図る。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・鹿児島県漁業調整規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けるとともに、漁法の制限等を行っている。また、トビウオ漁業においては、同規則により操業禁止区域の設定や漁具の制限を行っている。
- ・漁協の漁業権行使規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けている。
- ・熊毛海区漁業調整委員会指示により、マダイの体長制限、アサヒガニの採捕禁止期間等を設けている。
- ・一本釣り漁業では、カンパチ、ゴマサバ、アオリイカ、メダイ等の資源を保護するため、資源管理計画を策定し、毎月5日間を休漁日としている。
- ・一本釣り漁業では、南西諸島海域マチ類資源回復計画に参画し、保護区及び保護期間を設定してハマダイ、アオダイ、ヒメダイ等の保護を行っている。

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和2年度）以下の取組で基準年から2.9%の所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<ul style="list-style-type: none">・漁協、トビウオ漁業者等は、魚価向上対策としてトビウオ、シイラ等を用いた新たな加工品開発について、県水産技術開発センターに相談しながら試作を行う。・一本釣り漁業者は、単価向上のためハマダイ、アオダイ等の瀬物類の神経抜き、血抜きによる鮮度向上技術について業者会において検討を行う。・漁協は、トビウオ等の価格低下時には積極的に買い支えを行い、漁業者の所得安定に努める。また、トビウオについては漁協で販売する加工原料としての確保を行うとともに、新たな加工品の開発を行う。・漁協は、離島活性化交付金を活用し、タマガシラ、カンパチ等を島外に出荷することにより魚価の向上を図る。
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、年3回程度、学校給食にトビウオ等を食材として提供することにより島内消費の拡大を図るとともに、料理教室や研修会等を年1回は開催し、魚食普及を推進する。 ・漁業者は、離島漁業再生支援交付金を活用したサメ被害軽減対策として、有識者の情報を得るなどし、より効率的な駆除方法等の探索を行う。 ・トビウオ漁業者は、相互に連携し操船方法の見直しや船上で箱詰め作業を行うなど操業方法の効率化、省力化を推進し、従業員（乗子）の削減を進める。 ・トビウオ漁業の効率化に伴い、削減された従業員が独立して一本釣り漁業などへの漁業種類の転換を行う際、円滑に独立できるよう漁協は地域の漁業士が指導していく体制を構築する。 ・漁協は、安定的な漁業生産の維持及び漁村の活性化のため、既存の就業フェアに参加するとともに、研修制度を活用して積極的に新規就業者の確保を図り、年1名程度の担い手の育成確保に努める。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、燃油の使用量を削減するため、省エネ航行、沖泊まり操業を実施するとともに、漁場探索の協業化を推進する。 ・トビウオ漁業者は、コスト削減のためロープ曳き漁業における従業員（乗子）の削減を推進する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島漁業再生支援交付金（水産庁） ・漁業人材育成総合支援事業（水産庁） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・熊毛のさかな魅力発見・発信事業（県） ・離島活性化交付金（国土交通省）

2年目（令和3年度）以下の取組で基準年から6.7%の所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、トビウオ漁業者等は、魚価向上対策としてトビウオ、シイラ等を用いた新たな加工品について試験販売を開始する。 ・一本釣り漁業者は、単価向上のためハマダイ、アオダイ等の瀬物類の神経抜き、血抜きによる鮮度向上技術について試行を行う。 ・漁協は、トビウオ等の価格低下時には積極的に買い支えを行い、漁業者の所得安定に努める。また、トビウオについては漁協で販売する加工原料としての確保を行うとともに、新たな加工品の販売を開始する。 ・漁協は、離島活性化交付金を活用し、タマガシラ、カンパチ等を島外に出荷することにより魚価の向上を図る。 ・漁協及び漁業者は、年3回程度、学校給食にトビウオ等を食材として提供することにより島内消費の拡大を図るとともに、料理教室や研修会を毎年
--------------	--

	<p>1回は開催し、魚食普及を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、離島漁業再生支援交付金を活用したサメ被害軽減対策として、有識者の情報を得るなどし、より効率的な駆除方法等の探索を行う。 ・トビウオ漁業者は、相互に連携し操船方法の見直しや船上で箱詰め作業を行うなど操業方法の効率化、省力化を推進し、従業員（乗子）の削減を進める。 ・トビウオ漁業の効率化に伴い、削減された従業員が独立して一本釣り漁業などへの漁業種類の転換を行う際、円滑に独立できるよう漁協は地域の漁業士が指導していく体制を構築する。 ・漁協は、安定的な漁業生産の維持及び漁村の活性化のため、既存の就業フェアに参加するとともに、研修制度を活用して積極的に新規就業者の確保を図り、年1名程度の担い手の育成確保に努める。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、燃油の使用量を削減するため、省エネ航行、沖泊まり操業を実施するとともに、漁場探索の協業化を推進する。 ・トビウオ漁業者は、コスト削減のためローブ曳き漁業における従業員の削減を推進する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島漁業再生支援交付金（水産庁） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（水産庁） ・熊毛のさかな魅力発見・発信事業（県） ・離島活性化交付金（国土交通省） ・漁業生産の担い手育成確保事業（県） ・漁業人材育成総合支援事業（水産庁）

3年目（令和4年度）以下の取組で基準年から10.5%の所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、トビウオ漁業者等は、魚価向上対策としてトビウオ、シイラ等を用いた新たな加工品について販売を開始する。 ・一本釣り漁業者は、単価向上のためハマダイ、アオダイ等の瀬物類の神経抜き、血抜きによる鮮度向上技術について統一的手法についての協議を行う。 ・漁協は、トビウオ等の価格低下時には積極的に買い支えを行い、漁業者の所得安定に努める。また、トビウオについては漁協で販売する加工原料としての確保を行うとともに、新たな加工品を販売する。 ・漁協は、離島活性化交付金を活用し、タマガシラ、カンパチ等を島外に出荷することにより魚価の向上を図る。 ・漁協及び漁業者は、年3回程度、学校給食にトビウオ等を食材として提供することにより島内消費の拡大を図るとともに、料理教室や研修会を毎年
--------------	---

	<p>1回は開催し、魚食普及を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、離島漁業再生支援交付金を活用したサメ被害軽減対策として、有識者の情報を得るなどし、より効率的な駆除方法等の探索を行う。 ・トビウオ漁業者は、相互に連携し操船方法の見直しや船上で箱詰め作業を行うなど操業方法の効率化、省力化を推進し、従業員（乗子）の削減を進める。 ・トビウオ漁業の効率化に伴い、削減された従業員が独立して一本釣り漁業などへの漁業種類の転換を行う際、円滑に独立できるよう漁協は地域の漁業士が指導していく体制を構築する。 ・漁協は、安定的な漁業生産の維持及び漁村の活性化のため、既存の就業フェアに参加するとともに、研修制度を活用して積極的に新規就業者の確保を図り、年1名程度の担い手の育成確保に努める。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、燃油使用量を削減するため、省エネ航行、沖泊まり操業を実施するとともに、漁場探索の協業化を推進する。 ・トビウオ漁業者は、コスト削減のためロープ曳き漁業における従業員の削減を推進する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島漁業再生支援交付金（水産庁） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（水産庁） ・熊毛のさかな魅力発見・発信事業（県） ・離島活性化交付金（国土交通省） ・漁業生産の担い手育成確保事業（県） ・漁業人材育成総合支援事業（水産庁）

4年目（令和5年度）以下の取組で基準年から12.1%の所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、トビウオ漁業者等は、魚価向上対策としてトビウオ、シイラ等を用いた新たな加工品について販売を行う。 ・一本釣り漁業者は、ハマダイ、アオダイ等の瀬物類について、統一的手法により鮮度の向上に努め、単価の向上を図る。 ・漁協は、トビウオ等の価格低下時には積極的に買い支えを行い、漁業者の所得安定に努める。また、トビウオについては漁協で販売する加工原料としての確保を行うとともに、新たな加工品の販売を行う。 ・漁協は、離島活性化交付金を活用し、タマガシラ、カンパチ等を島外に出荷することにより魚価の向上を図る。 ・漁協及び漁業者は、年3回程度、学校給食にトビウオ等を食材として提供
--------------	---

	<p>することにより島内消費の拡大を図るとともに、料理教室や研修会を毎年1回は開催し、魚食普及を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、離島漁業再生支援交付金を活用したサメ被害軽減対策として、有識者の情報を得るなどし、より効率的な駆除方法等の探索を行う。 ・トビウオ漁業者は、相互に連携し操船方法の見直しや船上で箱詰め作業を行うなど操業方法の効率化、省力化を推進し、従業員（乗子）の削減を進める。 ・トビウオ漁業の効率化に伴い、削減された従業員が独立して一本釣り漁業などへの漁業種類の転換を行う際、円滑に独立できるよう漁協は地域の漁業士が指導していく体制を構築する。 ・漁協は、安定的な漁業生産の維持及び漁村の活性化のため、既存の就業フェアに参加するとともに、研修制度を活用して積極的に新規就業者の確保を図り、年1名程度の担い手の育成確保に努める。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、燃油使用量を削減するため、省エネ航行、沖泊まり操業を実施するとともに、漁場探索の協業化を推進する。 ・トビウオ漁業者は、コスト削減のためローブ曳き漁業における従業員の削減を推進する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島漁業再生支援交付金（水産庁） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（水産庁） ・熊毛のさかな魅力発見・発信事業（県） ・離島活性化交付金（国土交通省） ・漁業生産の担い手育成確保事業（県） ・漁業人材育成総合支援事業（水産庁）

5年目（令和6年度）以下の取組で基準年から13.8%の所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、トビウオ漁業者等は、魚価向上対策としてトビウオ、シイラ等を用いた新たな加工品について販売を行う。 ・一本釣り漁業者は、ハマダイ、アオダイ等の瀬物類について統一的手法により鮮度の向上に努め、単価の向上を図る。 ・漁協は、トビウオ等の価格低下時には積極的に買い支えを行い、漁業者の所得安定に努める。また、トビウオについては漁協で販売する加工原料としての確保を行うとともに、新たな加工品の販売を行う。 ・漁協は、離島活性化交付金を活用し、タマガシラ、カンパチ等を島外に出荷することにより魚価の向上を図る。 ・漁協及び漁業者は、年3回程度、学校給食にトビウオ等を食材として提供
--------------	--

	<p>することにより島内消費の拡大を図るとともに、料理教室や研修会を毎年1回は開催し、魚食普及を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、離島漁業再生支援交付金を活用したサメ被害軽減対策として、有識者の情報を得るなどし、より効率的な駆除方法等の探索を行う。 ・トビウオ漁業者は、相互に連携し操船方法の見直しや船上で箱詰め作業を行うなど操業方法の効率化、省力化を推進し、従業員（乗子）の削減を進める。 ・トビウオ漁業の効率化に伴い、削減された従業員が独立して一本釣り漁業などへの漁業種類の転換を行う際、円滑に独立できるよう漁協は地域の漁業士が指導していく体制を構築する。 ・漁協は、安定的な漁業生産の維持及び漁村の活性化のため、既存の就業フェアに参加するとともに、研修制度を活用して積極的に新規就業者の確保を図り、年1名程度の担い手の育成確保に努める。
漁業コスト削減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、燃油使用量を削減するため、省エネ航行、沖泊まり操業を実施するとともに、漁場探索の協業化を推進する。 ・トビウオ漁業者は、コスト削減のためローブ曳き漁業における従業員の削減を推進する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島漁業再生支援交付金（水産庁） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（水産庁） ・熊毛のさかな魅力発見・発信事業（県） ・離島活性化交付金（国土交通省） ・漁業生産の担い手育成確保事業（県） ・漁業人材育成総合支援事業（水産庁）

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな加工品の開発については、県水産技術開発センターで研修を行うとともに、技術的な助言をもらう。 ・ 島内消費の拡大については、地元の宿泊施設、学校給食センター等と連携して行う。 ・ 魚食普及活動については、地元の漁業集落、県熊毛支庁と連携して行う。

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上 10%以上	基準年	令和元年度：	漁業所得	円
	目標年	令和7年度：	漁業所得	円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

--

(3) 所得目標以外の成果目標

漁協で製造した加工品の島外販路の拡大	基準年	令和元年度： 加工品の島外販売先 0 (件)
	目標年	令和6年度： 加工品の島外販売先 5 (件)

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

漁協ではトビウオのすり身加工を行い、直売所での販売を行っているが、売り上げの増大を図るためには販路の拡大を行っていく必要がある。

製造した加工品について、現在は定期的な島外における供給先はないが、新たに供給先を開拓し、販路を拡大することによりトビウオ等の買い支えを推進していくものとする。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
種子島周辺漁業対策事業（JAXA）	機器等（直売所等で販売する冷凍加工品の品質向上のための急速凍結機，島外出荷の際の運搬コスト削減のためのトラックなど）を導入し，所得向上を図る。
離島漁業再生支援交付金（水産庁）	加工品の開発や魚食普及活動など，漁業集落が行う事業と連携を取ることにより，魚価向上や販路開拓を図る。
離島活性化交付金(国土交通省)	漁獲物を本土へ送る際の輸送費（船賃）を補助。
漁業人材育成総合支援事業（水産庁，県漁連）	トビウオ漁業はこれまで多くのIターン就業者等の新規就業者を受け入れてきており，現在一本釣りを営む漁業者も漁業経験を積む場として活用してきた側面もあり，トビウオ漁業の乗子を経て独立するケースが多い。 現在のトビウオ漁業の乗子を，一人で操業が可能で比較的収益性の高い一本釣り漁業で独立させ，漁業種類転換を促すとともに，新たなトビウオ漁業の乗子を確保することにより，浜全体の活性化を図る。
漁業生産の担い手育成確保事業（県）	漁業の担い手確保・育成を図るため，漁業就業相談への対応，ザ・漁師塾の実施，漁業士認定，活動グループ化促進，研修等を実施する。
水産業成長産業化沿岸地域創出事業(水産庁)	持続的な漁業の実現のための資源管理と漁業者自らが行う収益性の向上を図る取組を行う（機器及び漁船のリース）。
競争力強化型機器等導入緊急対策事業(水産庁)	広域浜プラン等に基づき，意欲のある漁業者が生産性の向上，省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入し，所得向上を図る。
熊毛のさかな魅力発見・発信事業（県）	島内外の飲食店と連携した地魚消費拡大イベントや，地魚を使った料理教室等を行うことにより，地域水産物の消費拡大を図る。